

女性に対する暴力に関する専門調査会  
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ  
(第10回)  
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和4年5月20日(金) 15:00～16:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用A会議室 (Web会議システムを利用)
- 3 出席者  
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
構成員 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 柑本 美和 東海大学法学部教授  
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所  
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授  
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授  
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) DV法執行のための環境整備について
  - (2) 関係省庁ヒアリング(民事訴訟法の改正に伴う検討について)
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 DV対策抜本強化局長級会議等について  
資料2 DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート  
資料3 民事訴訟手続と保護命令手続きについて  
資料4 法務省提出資料

- 参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(令和3年3月 女性に対する暴力に関する専門調査会)  
参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

- 小西座長 皆様、久しぶりになりましたけれども、こんにちは。  
ただいまから、第10回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキン

グ・グループ」を開催いたします。

初めに、事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1として「DV対策抜本強化局長級会議等について」の2枚の資料となっています。

資料2が、「DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート」です。

資料3が、「民事訴訟手続と保護命令手続について」。

資料4が、法務省から御提出いただいた資料となっています。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西座長 それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、林局長から一言お願いいたします。

○林局長 内閣府男女共同参画局長の林でございます。

ワーキング・グループの構成員の皆様方におかれましては、昨年来、配偶者暴力防止法見直しの検討に向けて精力的に御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

本年1月に、第9回のワーキング・グループをいたしました。それから若干開催の期間が空きました経緯、そして、今回のワーキング・グループで民事訴訟法の改正に伴う検討を議題にしております理由について、御説明を申し上げたいと思います。

まず、これまでのワーキング・グループでの精力的な御議論を踏まえ、私どもは、制度の運用面など、法改正以外にもいろいろな課題があるということがよくわかり、それらの課題につきまして、関係府省と連携して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化する必要があるのではないかと考えました。それで、今年の1月31日に関係府省の局長級を構成員といたしますDV対策抜本強化局長級会議を立ち上げました。関係省庁の局長級の会議をDV対策について立ち上げることは初めてでございます。この局長級会議により、法律を現場で支えるための体制づくりを進め、現在こちらのワーキングで御議論いただいている配偶者暴力防止法の見直しとも相まって、DV被害者支援を一層充実したいと考えております。

私は、法改正と法を現場で支える体制づくりの2つが車の両輪であると思っております。現場の体制が必ずしも十分ではないのではないかと御指摘を多々いただき、また、精神的暴力を今度は保護命令の対象にしていく中で、体制もきちんとしないと、現場がついてこれないという判断もありまして局長級の会議を立ち上げて、後ほど課長の難波からも御説明申し上げますが、今、具体的に様々な課題を一つ一つ解決していくことが大事ではないかと思った次第です。それが1つです。

もう1つ、今年の1月からの通常国会で民事訴訟法の改正案が提出されまして、先般、5月18日に成立をいたしました。この民事訴訟法の改正は、御案内のとおり、民事訴訟手続をIT化するものでございます。今御議論いただいております配偶者暴力防止法の第21条に、民事訴訟法が準用されている部分がございます。保護命令手続のIT化に関する論点を整理するために、この改正の具体的な事項について法務省から説明をいただく次第でございます。準用されている法律そのもの、しかも保護命令手続のIT化に関わる話でございますので、まず、法務省から説明を聞いた上で、皆様方に議論していただく必要があると考えた次第であります。

本日のワーキング・グループの皆様方の御意見を基に、御知見をいただきながら、配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討をさらに進めまして、今年の夏頃には最終報告を取りまとめ、できるだけ早く改正法案を国会に提出できるようにしていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、内閣府より、ただいまお話のありましたDV法執行のための環境整備等について御説明をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 まず、議題1の「DV法施行のための環境整備について」を御説明いたします。

資料1をご覧ください。

先ほど局長が申し上げましたとおり、本年1月31日に野田聖子男女共同参画担当大臣を議長とし、関係省庁の担当局長を構成員としますDV対策抜本強化局長級会議を立ち上げたところです。この会議では、DV対策について、制度の運用面など法改正以外でも様々な課題があるということで、それについて自治体や被害者支援の現場の声も踏まえ、関係省庁と連携して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化することとしています。

また、2枚目になりますが、法改正以外の様々な課題について具体的な調整を行うということで、課長級会議も開催することとしております。

その検討に資するために、DV被害者支援を行う民間シェルター等と配偶者暴力相談支援センターを対象として、アンケートを行ったところです。それが資料2で、その質問項目の概要となっています。

まず、「(1) フェイス情報」として、各機関で行っている支援内容等について。

「(2) 加害者からの危害等のおそれ」として、加害の暴力の形態別、加害や脅迫等の有無や内容について。

「(3) 被害者が一時保護中又は一時保護後の生活、自宅を離れた生活（一時保護を利用しない場合）で苦勞をしていると感じていること」について。

「(4) 加害者に居場所を知られないようにするために注意・警戒していること」について。

「(5) 安全に相談対応をするための加害者と被害者のタッチポイント」。タッチポイントは、離婚、婚姻費用・養育費や子供の養育権等を整理するための窓口、弁護士の方などを想定しており、そういったことについて、暴力の形態別にタッチポイントの確保の必要性等について。

「(6) 相談証明の発行」の有無について。

また、「(7) 生活再建支援の際の支障の有無」、例えば、資料に記載しております生活保護などの生活支援関係、職業紹介などの就労の関係、施設の利用の関係、住民票などの各種証明書の関係、住宅関係、学校の関係などの手続について、その支障の有無、具体的な支障、改善してほしい点などについて聞いたものです。直近5年程度の状況を回答してもらうこととしており、その結果については、現在とりまとめを行っているところです。これについては、改めて御報告できればと思っております。

次に、議題2の関係で御説明いたします。資料3をご覧ください。

民事訴訟法については、民事訴訟手続をIT化する改正が今国会で行われたところですが、配偶者暴力防止法の第21条では、この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法の規定を準用するとされております。保護命令手続については、資料3の左側のとおりです。申立て、口頭弁論、審尋、保護命令の発令の言い渡しなど、IT化に係る論点を整理す

るため、本日は法務省から民事訴訟手続のIT化について御説明いただいた上で、有識者の皆様から、保護命令手続のIT化について御意見を頂戴できればと思っております。

内閣府からは、以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、関係省庁ヒアリングとして、法務省から御説明いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○法務省脇村参事官 法務省民事局参事官の脇村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料4に即してお話しさせていただきたいと思います。

資料4につきまして、大きく分けますと、最初の1枚物とその後は少し内容が違うものがございます。1枚物につきましては、今、民事訴訟法の御紹介をいただいたのですけれども、民事訴訟法以外のものについて検討しているということを紙に書かせていただいているところでございます。この後、民事訴訟法の改正について説明をしますが、現在法務省民事局では民事訴訟以外の手続についてのIT化も検討しておりまして、例えば、民事執行、保全、倒産、家事といった、民事訴訟は基本的に公開法廷で行われる手続でございますけれども、それ以外の非公開のものも含めてIT化について検討しているところでございます。

内容については後ほど説明させていただきますが、まずは次のページに行かせていただきまして、民事訴訟法自体のIT化について概要等を御説明させていただきたいと思います。今般、通常国会に、法務省からは民事訴訟法等改正に関する法律案を出させていただいたところでございます。これが、今週水曜日、参議院で可決され、法律として成立したものでございます。ポンチに沿って説明させていただきますが、大きな柱は、この概要の1枚物に書いております真ん中の民事訴訟制度のIT化でございます。一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化するものでございます。

恐らく具体的な内容を説明させていただいたほうが分かりやすいと思いますので、次の詳しいポンチに行かせていただければと思います。まず、大きな柱の一つはオンライン提出等でございます。左側が、現在の取扱いを書いているものでございます。ポンチの左側でございますが、御案内のとおり、現在の民事訴訟につきましては、訴状や準備書面の提出は基本的に裁判所に持参・郵送する方法によっておりました。また、手数料等の納付は、印紙を貼って、郵便切手を納める方法としておりましたので、まさに現実的に物理的に物を持っていくことになっておりました。今般の改正では、右側を見ていただくと分かるとおり、インターネットを利用して、裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法の提出をすることができるとしております。具体的なシステムは、今後、最高裁判所でシステムを開発することになりますが、基本的には、自宅からあるいは法律事務所から、インターネットを介して裁判所に出ることなく訴状等を提出することを可能とすることを予定しております。また、手数料等の納付につきましても、これを自宅からできるといったことを可能にするため、原則としてPay-easyによる電子納付を予定しているところでございます。Pay-easyといいますのは、税金等の支払いとか、金融機関のインターネットバンキングやATMを用いて支払えるようにするサービスでございますが、これを利用することでまきに行かなくて済むということを可能にしようというところでございます。また、提出方法でございますけれども、裁判所と当事者との間のやり取りは、当事者の側から裁判所にするだけではなくて、裁判所から当事者に向かってやる送達といったものがございます。例えば、判決などは、裁判所が当事者に対して送るものでございますが、これも電磁的

な方法を使うことを今回の改正で盛り込んでおまして、真ん中の右側でございますが、送達対象データを裁判所のサーバに記録し、送達を受ける者が閲覧・ダウンロードをすることが可能な状態にした上で、届出先に、ダウンロードができますよということを通知する方法によって送達を可能とするものでございます。具体的には、今後の運用になりますけれども、これまでは紙自体を当事者に対して郵送で送っていたものを、裁判所の閲覧とかができる記録ファイルといいますか、システムの中に判決とかを入れまして、見られますよという状態にして、それを当事者に連絡することで見られるようにして送達したこととするものでございます。

今お話をいただいた申立てや送達は、基本的に利用したい人は利用してくださいということを原則としたものでございますが、今回の改正では、一部の方については必ず今言った電磁的なやり取りによって申立てや送達をしてくださいということが定められています。それが最後に書いているところでございますが、具体的には、弁護士さんなどの委任を受けた訴訟代理人については、必ずインターネットを利用して申立てや送達をしてくださいということになっています。民事訴訟は、結局、裁判所と当事者の間だけではなくて、当事者間のやり取りといいますか、プレーヤーが2人おりますので、例えば、原告と被告、AさんとBさんの間の争いにつきまして、Aさんだけが電磁的な方法を使い、Bさんは電磁的な方法を使わないとなりますと、結局、Aさんは自分は電磁的な方法を取ったとしても、Bのために紙を用意するといったその電子と紙が交ざり合ってしまうこととなりますので、このインターネットを利用した方法による利益やコストダウンや迅速化等を図るためには、それぞれがそれぞれで電磁を使っていたかといけけないのではないかとということから、少なくとも弁護士さんなどについてはインターネット一本にしてくださいということを今回の改正に盛り込んだものでございます。もちろん、御本人さん、弁護士さんではない方については、これまでどおり、紙の提出もできますし、インターネットも利用できるということでございますが、弁護士さんについては必ずしていただくということにより迅速化・効率化を図れないかと考えているところでございます。

次のページをめくっていただければと思います。今までは、提出方法の話でございますが、2つ目の改正としては、参加するといいますか、実際の法廷に来ることについてどうするかということも書かせていただいています。一番大きい改正は真ん中の部分でございますが、この真ん中の口頭弁論における当事者のウェブ会議による参加でございます。民事訴訟では、口頭弁論、いわゆる公開法廷の期日が開かれまして、当事者はその期日に参加することが原則になっているところでございまして、現行法ではウェブによる参加が認められていませんから、原告などが訴状を提起した場合には少なくとも一度は法定に来ていただいて訴状を陳述したいといった活動していただくことになっています。今回の改正では、そういった法廷についても、現実に出頭することなく、ウェブ会議を利用して参加することができるものとしてございます。ウェブを使いたいという方が使うことを基本的に想定しているところでございますけれども、これによりまして、遠方の方など現実に法廷に行きづらいときについても利用しやすくなることがあると考えているところでございます。また、これは公開法廷の話ですけれども、和解といった公開法廷以外のもの、公開法廷以外の認められたものについて要件を緩和するなど、そういった部分について記載しているところでございます。いずれにしても、全般的に今回の改正では、ウェブ会議によって、裁判所に行かなくて済む期日を、より増やす方向に変えさせていただいたところであり、事案によりましてけれども、そういった利用が見込まれるところでございます。

次のページをまた見ていただければと思います。電子化の話でございまして、これまでに、自宅から訴えの提起をできます、現実に出頭しなくても裁判ができますという話をさせていただいたのですけれども、もう一つ、裁判をする上で大事な記録の管理・閲覧でございまして。今ですと、先ほど言った、法廷に実際に来るときに、ついでに記録を閲覧するわけなのですけれども、今後、裁判所に来ないで訴状を提出する、期日に行かずに裁判するとなりますと、裁判所に置かれている記録についても、できれば自宅から見たい、事務所から見たいという御要望があると思います。そういったことから、今回の改正では、訴訟記録を電子化することを考えています。現在のところ、左側に書いているとおり、訴状や準備書面、書証などは、これまでは紙のまま保管していたものを、この右側を見ていただくと分かるのとおり、訴訟記録は原則として電子データで保管をすることになっています。例えば、書面等が裁判所に提出されたとしても、それは裁判所が電子データ化してそのまま保管するといったことを考えています。また、インターネットを利用して、そもそも電子で来たものについてはそのまま電子で保管することになっています。右側、2つ目のポツを見ていただくと、例外はないのかという話があるのですけれども、一定の例外を設けております。一つは、電子化が困難なケース、図面とかが大き過ぎて現実的に難しいものは、電子化しないことを考えております。もう一つは、後で少し説明させていただくのですけれども、今回の民事訴訟法の改正では、当事者が出した資料でも一定の要件のものについては、記録の閲覧をさせない、相手に見せない制度を導入することを予定しているところでございまして。まさにDVがあるケースなどを想定しているところなのですけれども、そういったケースについて、閲覧とかをしない、相手に見せないようなデータについては、そもそも閲覧・謄写等の対象にするものではございませんので、電子データで保管することはなくて、紙で保管することを許容するような規定を置いているところでございまして。そういった意味では、電子化を検討するに際しては、そういったプライバシーへの配慮なども検討して、今回、こういった手当てをさせていただいたところでございまして。併せまして、右側、2つ目の丸に書いていますが、訴訟記録を電子化しますので、訴訟記録の閲覧も電子データに直接アクセスして行うことを想定しています。細目は最高裁判所規則で定めることを予定していますが、当事者や利害関係を疎明した第三者は、自宅から、自己の端末を使用して閲覧することができるということを想定しているところでございまして。こういった、提出、期日、あるいは、記録の電子化をすることによって、今回、全面的にIT化しようと考えているところでございまして。

IT化以外の改正についても若干触れさせていただきますと、ページを2つめくっていただきますと、住所秘匿制度の創設がございまして。これは先ほど言ったものなのですけれども、現状ですが、例えば、訴状には原告の住所・氏名の記載が要求されていますから、訴状を出すときには住所も書かないことになっていますが、こういったものを現行の民事訴訟法では一切相手方に隠すといった構成ではできておりませんでした。最終的に、細かい話は下のほうに書いていて恐縮ですけれども、結論的には、一定の事情、閲覧とかをされることによって問題となるケースにつきましても、裁判所への提出を経た上で秘匿決定ができるとしております。例えば、左下に書いていますけれども、住所・氏名等、こういったところに住んでいるかを推知させる事項については、申立てにより閲覧等の制限が可能という制度を設けることにしております。こういったことによって、住所等が相手方に知られることによって生じる弊害を防止する施策を今回は盛り込んだものでございまして。

また、少し次に行っていただくと、ウェブ会議による離婚の成立を今回は入れております。先ほど少し

話をしましたが、今回はあくまで民事訴訟に関する改正でして、家庭裁判所の扱う事件については、今、法制審議会で審議しているところなのです。基本的に今後の検討課題として考えておりますが、先行して一部IT化について導入させていただいたものもございます。現在の家庭裁判所の離婚訴訟・調停においては、途中の期日では電話会議の利用は可能なのですけれども、裁判所に現実に出頭しない限り、和解・調停により離婚を成立させることはできないことになっていました。ですから、途中までの話し合いは電話会議でやっているのだけれども、最後、離婚を成立させましょうというときには必ず御本人に家庭裁判所に出廷していただかないといけないことになっていたところでございます。これにつきまして今回は見直しをしまして、電話会議の方法ではなくて、ウェブ会議であれば御本人さんの顔を見ながら真意確認ができるだろうということで、離婚訴訟・調停において、ウェブ会議の参加によって和解・調停により離婚を成立させることを可能とする仕組みを創設することにしていきます。今後の運用等については、裁判所等で検討されるものと承知しておりますが、制度上は家庭裁判所において離婚を成立させようというときには、これまでと違って現実に出頭することはなくても離婚や調停を成立させることで利便性の向上を図れるというところでございます。

恐縮ですが、最後に、最初のポンチに戻っていただくと、これまでが民事訴訟の議論でございますが、今言ったことは基本的に公開法廷等で行われる民事訴訟を念頭に置いた議論をずっとしていたものでございまして、裁判の手續、法務省が所管しているものについても、いろいろとほかにございます。執行、保全、倒産、家事については、そもそも法廷が開かれない非公開で行う手續も多くございますので、民事訴訟の議論はそのまま当てはめていいのかという問題があります。ですから、現在、法務省では、新たに法制審議会を立ち上げまして、このほかの手續について民事訴訟の手續をそのまま当てはめていいのかどうかということを改めて検討しているところでございます。ポンチ右側に記載がある研究会の報告書がございまして、基本的には先ほど言った電子化や提出や期日について、それぞれの手續ごとの特性に応じて、同じでいいのではないかと、ここは違うのではないかと、今、検討しているところでございます。予定では、来年度の通常国会の法案提出を目指して、今、審議中でございますが、内容については、今後、さらに検討していく予定になっているところでございます。

駆け足で恐縮ですが、以上で一旦報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

本当に盛りだくさんで大変なのですけれども、質疑応答に移りたいと思います。長めに時間は取っておりますので、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

瑣末な質問で申し訳ないのですけれども、今回、民事訴訟法、DV防止法の中で先ほど御紹介いただきましたように、民事訴訟法の手續を準用することになっておりまして、それとの関係で、この保護命令の手續がどうなるのかということについて御説明いただければと思います。何が変わるのかということを知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小西座長 法務省でお答えいただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○法務省脇村参事官 脇村です。よろしくお願ひいたします。

恐らく、今後、まさにこの民事訴訟法が改正されたことを受けて、どう保護命令をつくっていくのかと

いうことを御議論されるという前提で私が今回説明させていただいたのかなと理解しておるところでございます。そういった意味では、皆さんの御意見をいただきながら、私たちも民事訴訟自体の内容については御説明させていただきますので、それを踏まえて、保護命令にどう適合していくのか御検討いただければいいのではないかと考えているところでございます。

○小島構成員 まだ施行されていないので、その施行までの間に保護命令の手続についてどうするか検討し、この検討会で民事訴訟法の手続の準用では問題だということがあれば考えていくという理解でよろしいのでしょうか。

○難波男女間暴力対策課長 内閣府でございます。

まさに今、小島先生おっしゃっていただいたとおり、民事訴訟法を準用している配偶者暴力防止法に関して、保護命令の手続について準用されているので、その中で、IT化できる部分、慎重に考えた方がよい部分といったところについて、御意見をいただければと思っております。

○小島構成員 保護命令の制度は本人申立てのものが多くいものですから、本人についてはオンラインではなくて書類で出すことも可能ということですね。この申立ての段階でオンラインというのは本人ないしNPOの方が無理な手続だと思います。弁護士がついた場合だけ、オンラインの申立てということであれば、問題ないと思います。

○難波男女間暴力対策課長 今小島先生からいただいたお話は、本人やNPOの方が申し立てする場合には、従来どおり、書類で直接申し立てするやり方で、弁護士、代理人の方がついている場合には、代理人の方はオンラインを使ってという御趣旨でございますか。

○小島構成員 はい。

○難波男女間暴力対策課長 そのような考え方もあるかと思えますし、ほかに何か御懸念の点などがございましたら、皆様からも御意見をいただければと思っております。申立てだけに限らず、資料3でもお示しいたしましたが、口頭弁論、審尋の機会、保護命令の発令の場面も含めて御意見を頂戴できればと思っております。

○小島構成員

民事訴訟法の改正の中に被害者の保護の制度が入りました。民事訴訟法の中に被害者の住所・氏名を秘匿する制度を導入するというので、非常に意義のある制度です。DV防止法の中では、事実上、被害者保護ということでやってきました。事実上行われてきたことが法文化されることによって一歩進むという理解でよろしいのでしょうか。

○小西座長 法務省から、お願いいたします。

○法務省脇村参事官 ありがとうございます。

まず、前提として、今回の法改正では、運用でされていたことあるいは運用でできなかったことも含めて手当てをしたもの、特に名前を書かないといったことについては恐らくこれまでの運用では難しかったところがあったと思います。そういったところの手当てをしたと理解しています。もちろん、先生のおっしゃったとおり、これまでやっていた実務のやり方を否定するつもりでつくったものでもございませんので、実務上でされていた工夫は恐らくできるケースもあると思えますけれども、それにプラスしてこの活用をされていくことで保護がより図られるのではないかと理解しているところでございます。

○小島構成員 ありがとうございます。

○小西座長 次に、後藤構成員、可児構成員の順でいきたいと思います。

後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 後藤でございます。

御説明をありがとうございました。

今回のIT化なのですけれども、現在の民事裁判で大体どのぐらいこのIT化によって手続を行うと想定しているのかということと、先ほど小島構成員からお話もありましたけれども、保護命令という制度については、準用するという話なのですけれども、今回、その点についてどの程度の議論が法制審や国会でされたのかについて、まず、お聞かせいただければと思います。

○小西座長 お願いします。

○法務省脇村参事官 すみません。今、手元に事件数自体はないのですけれども、電子化については民事訴訟の全部についてすることとしておりますので、そういう意味で、全ての事件が適用されると思います。恐らくインターネットの申立て等について、記録の電子化とは別に、そもそも本当にインターネットを使われるかどうかについては、少なくとも弁護士さんに関しては義務化しておりますので、地裁ですと弁護士でそれなりの数はいっておりますので、そういった意味ではかなり使われるのではないかと考えています。もちろん期日のウェブ会議についても、こういった手続をされるのかという非常に難しい問題がございます。例えば、証人尋問のように、顔をちゃんと見ないとできないような手続についてまで全てウェブでやるかということ、恐らくそういったことまでは想定しておりませんので、恐らくそういった意味で個々の事案ごとになってきますけれども、電子化全体は制度として完全に入れておりますので、全部がそうなると考えています。

また、恐らく今法制審議会で議論しておりますものは、民事訴訟以外にどう波及していくのかにつきまして、令和4年2月、この2月に諮問して、今、ちょうど検討しているところでございます。DV保護命令自体は、法務省の所管ではないこともあり、直接は取り上げておりませんが、例えば、民事保全をどうするか、執行をどうするか、あるいは、今後、家事事件などをどうするかについて検討する予定になっていきます。特に家事事件などは、家庭のプライバシーを扱うこととこのITをどう結びつけるのかということについては、少し考えていったらいいのではないかと問題などはおっしゃる方もおられるのではないかと考えておまして、まさに今後の課題ということで検討していきたいと考えております。

○後藤構成員 ありがとうございました。

若干瑣末なことなのですけれども、申立てがインターネットを介してできるということになると、インターネットを介して申し立てると、従来の方法で紙で申し立てるのでは、申立ての到達速度が違ふと思います。クリック1つでできるものとどこかまで行って郵送するのでは異なります。そうすると、事件番号がどうなるのか気になっています。つまり、一生懸命、持参したり郵送したのに、受付が後になってしまったり、何かそういうことがあるとせつかくのインターネット申立てが被害者の役には立たない気がします。先ほど小島構成員のお話もありましたけれども、避難している人が、ネット環境がない中で、書類をそろえることはかなり難しいと思うのです。その意味で、事件番号の振り方はどのような形になっているのか、あまりITを使わない方にも不利益にならないようにどのように配慮するのかについての今の時点でお考えを伺いたいと思います。

○法務省脇村参事官 そういう意味では、今後のシステムをどうつくるかについて、まさに今後、最高裁

規則として定められることはあるかと思えます。ただ、恐らく、ITの利点としてよく言われていることは、まさにおっしゃったとおり、クリック一つで届くということで、迅速化が図れるのではないかということでは言われているところです。恐らくいつをもって裁判所に届いたかという評価をされると思いますが、少なくとも今回の改正では書面でやったから必ず不利益を被らせようということを想定した規定は置いておりませんので、裁判所に書面で来れば、その前提できちんと対応していただけるのではないかと考えているところがございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

もう一つは、書類の送り方についてです。例えば、申立書を送るとしますね。配偶者暴力支援センターから書類を送る場合や弁護士が全部まとめて送る場合を想定しているのかもしれないのですが、本人が自分で送りたいというときに、本人が必ず送らないといけないのか、本人のIDか何かで誰かほかの人が送るとすることも考えていらっしゃるのかということはいかがでしょうか。

○法務省脇村参事官 恐らく具体的にどういった形で別の方が事実上でできるかどうかという問題はまさに今後の問題なのだろうと思えます。これまで事実上はやっていたものを、そういったことをすることによって、恐らく制度的にどういう問題があるのか、いろいろな問題があると思えますし、なりすまし防止をどう図っていくかという問題もどうしても出てきます。そういった意味では、今後の運用の問題ではあると思えますけれども、そういった運用も含めて、IT化するに当たっては考えていけない問題、一方で、そう簡単に誰でも代行できるかということは恐らく難しい問題がいろいろあると思えますけれども、その辺も含めて検討していかないといけない課題ではないかとは思っています。

○後藤構成員 最後にもう一点なのですけれども、さっきの何とかというシステムは、外国人でも未成年者でも使えるシステムと理解してよろしいでしょうか。

○法務省脇村参事官 今裁判所でつくろうとしているシステムの話ですかね。

○後藤構成員 手元に資料がなくて申し訳ありませんが、税金を支払うシステム。

○法務省脇村参事官 Pay-easyでしょうか。

○後藤構成員 固有名詞が出なくて、申し訳ありません。

○法務省脇村参事官 そういったコンビニとかにもある銀行ATMも含めて使える制度になっておりますので、恐らく誰かということではないと思えますけれども、私も今は手元に資料がなくて、何か資格があったという話はなかったと思えます。すみません。

○後藤構成員 使える人と使えない人が出てくることについて、これから御検討もされるということなのですが、そういうことが気になりました。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、可児構成員、お願いします。

○可児構成員 御報告をありがとうございます。

保護命令について、オンラインで申立てができるとか、あるいは、裁判官との面談をウェブの会議でできるようになることは、被害者本人が裁判所に行かなくてもいいというメリットもあると思えます。ただ、先ほど小島先生も言われたように、基本的には本人申立てでできることが保護命令の利点というか、そこは絶対に譲れないところではありますので、代理人がつかなくて本人申立てでやった場合にも裁判所に行かなくても保護命令の手続をうまく進めていけるような体制の整備が必要と考えます。これは、法に書き

込むという話ではないかもしれませんが、配暴センターなど、公的なシェルターに一時保護されているときに、一時保護所から参加できるよう、一時保護所と裁判所をネットでつなげるとか、何かそういう形でできるシステムや体制をつくっていかないと、結局、制度ができて使われなくなってしまうので、そこは必ず必要かと思えますし、民間シェルターに入っているような場合も利用できるようなサポートをしていくことも必要かと思えます。その場合には、どこからアクセスしたのかということが今度は加害者の側に漏れてしまうと非常に危ないので、その情報は必ず秘匿されるという前提かと思えますけれども、そういった制度については考えていく必要があるかと思いました。

今、保護命令の申立ては、いろいろと裁判所が工夫してそれぞれ簡便に申立てができるように書式をつくっているのですが、オンラインでやっていくということになれば、それぞれの裁判所で違った書式を準備する必要もない気がします。何か使いやすい書式やシステムみたいなものをつくって、同じように簡単に申立てができるように、この機会に進めていけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、柑本構成員、お願いいたします。

○柑本構成員 柑本でございます。

○小西座長 すみません。今、音声がか切れたみたいなので、もう一度言っていただけますか。

○柑本構成員 申し訳ありません。大丈夫でしょうか。

口頭弁論における当事者のウェブ会議による参加についてお尋ねさせていただきたいです。当事者の一方または双方がウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加することができるようになるということなのですが、実際に私たちがウェブ会議をやったりするときにすごく気になることが、勝手に録音や録画をされてしまってそれが流出してしまうことで、特に今、例えば、Zoomなどを使った場合には、主催者の許可を得なくても録画できるようなソフトとかがあるのですが、そういったことに対してはどういった配慮や対策を講じられる予定でいらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○小西座長 いかがでしょうか。

○法務省脇村参事官 脇村です。ありがとうございます。

まさに今後、その点について、システムを開発するに当たって検討されていく課題であると考えています。もちろん法制審議会では民事訴訟を検討する際にそういった無断録画・録音はやってはいけないということを前提に、規則等の手当てを含め、考えるべきではないかということにはなっておりました。そういった意味では、今後具体的に検討されていくところでしょうし、さらに言えば、ウェブ会議を選択する、許すということについては、そういったおそれがないかどうかも含めながら判断をしながらということになるかと思えます。そういう意味で、疑いがあると言っては語弊があるかもしれませんが、使うべきではないケースについてはウェブ会議を使わないことも含めて、運用的に考えていかないといけないだろうと思っております。

○柑本構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

2回目でも構いませんので、どうぞ。

小島構成員。

○小島構成員

住所や氏名の秘匿制度について気になることは、先ほど御説明いただいたような一定の要件があって、裁判で秘匿決定手続きを受けなければなりませんので、その場合は自分の居所や住所を届け出なくてはいけないことになっています。秘匿事項が漏れてしまうおそれがあるのではないかと危惧しています。

○小西座長 何かコメントはございますか。今のことは、伺うということによろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

可児構成員、どうぞお願いします。

○可児構成員 住所の秘匿に関連して、これは要望なのですけれども、今、家事事件の関係で、法制審で審議されているとお聞きしました。今、家事調停等に関しては、住所の秘匿は、恐らく裁判所の職権で行っていただいている、それに対して相手方が不服を言って争うことはできません。ところが、今回の制度は、民事訴訟を前提にしたこともあるのだと思うのですけれども、要件を満たさないということに関して相手方が争ったりできるような制度になっていて、これと同じものが家事事件や家事調停等に入ってきてしまうと、今よりも住所秘匿の被害者保護が後退するおそれがあります。法制審の審議なので法制審の中で議論していただくことになると思うのですけれども、ぜひ現状の家事事件における被害者保護、住所取得の程度を後退させることはないようにしていただきたいという要望です。

もう一点、保護命令の手続の流れの中で、実際の条文には出てこないと思うのですけれども、その申立てがあった直後に申立人本人と裁判官との面談の機会がほぼ必ず設けられていると思います。ウェブ会議等が利用できるようになったときに、法律に規定された口頭弁論や相手方が立ち会うことができる審尋の期日は利用できるのだけれども、そこには書かれていない申立人と裁判官との面談において利用できないという形になってしまっただけでは意味がないので、その場面でもきちんと利用できるようにしていく必要があるのではないかと考えました。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

どうぞお願いいたします。

○法務省脇村参事官 脇村です。

2つ目の点については、まず、これから御議論されることだと思いますが、1つ目の点について補足させていただきますと、今、法制審議会では、ITに関してはまさに見直しをして、秘匿に関しては整備法の中である程度手当てを今回はさせていただいています。ただ、結論的に申しますと、今、家事事件手続法では閲覧・謄写の制限の規定が置かれておまして、これで実務上はカバーされていると思いますが、それについて手はつけていません。そういう意味では、今の制度自体はいじらない上で、今の閲覧制限制度は、裁判所主導型というか、職権でやるといいますか、裁判所が進めることになっていると思うのですけれども、この秘匿制度、住所秘匿については、当事者の申立てと申しますか、主導で行うことができる制度になっていますので、一部導入することにしております。ですから、これまでのものを後退させるということではなくて、そういう意味では、今ある閲覧制限制度については手をつけずに、プラスして、自分たち主導で秘匿したいということについてできるというシステムを入れております。そういう意味では、両方使える形にする整備をさせていただいているところでございます。

○小西座長 ありがとうございます。

内閣府難波課長、お願いします。

○難波男女間暴力対策課長 事務局からでございます。

今、オンライン化に関しまして、主に申立ての場面に関しまして、皆様から御意見をいただいたかと思えます。可児先生からも、面談、口頭弁論、審尋の機会でも、オンライン化の適否と申しますか、オンラインであれば被害者の方が裁判所に出向かなくてもいいというメリットがある一方で、画面上でのやり取りになりますので、裁判官の方が被害者の方の状況を正確に理解できるのかどうかなど、そういったところについても皆様の御意見をいただければと思っております。

保護命令の発令に関して、決定書の送達、加害者にオンラインで送ってそれを実際に加害者が見るのかどうかというのも、それをもってきちんと保護命令を発出したと、きちんと効力を持たせることができるのかといったところも、何かお考えがあればお話を伺えればと思っております。

○小西座長 今、深見構成員からお手が挙がっております。深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 私がやっていた経験からいきますと、保護命令でかなり緊張することは、双方の当事者が裁判所で鉢合わせをしないようにすること、とてもそれが大変なことで、これまでは、同じとき、少なくとも最初に申立人から話を聞いておいて、場合によって相手方から聞くときも、どこかに待機しておいていただいて、連絡を取って、事実を確認するかとしております。今度から、このIT化になれば、そういうときに、御本人から、そっちがITを使えるのであれば、IT化して、接触機会を減らすことができる。離婚などで、新聞にも書かれておりましたけれども、会わないで、危険を回避できるということが書かれておりましたが、それはまさにこのDV防止法にも妥当するのではないかと考えております。割合的にいうと、相手方に代理人がつくことは少ないので、相手方に裁判所に出頭していただければ、決定書を交付することによって効力発生時点を明確にすることもできると思うのです。

私たちは最初にDV防止法の決定交付方法についてどういう方法を取るかということを考えてののですけれども、送達という方法を取ってしまうと、いつ送達されたか、時間とかも含めてはつきりしませんので、裁判所で交付送達をすることを原則として考えました。現実の運用もそのようになっていると思います。効力発生時点明確にするためには、それが望ましいのではないかと見ています。現状を考えますと、代理人がつかない限りは相手方は裁判所に来るようになると思います。そこで効力発生時点は明確になると思えますので、DV防止法も、手続をIT化することによって、当事者の安全を図れるという意味では、極めて望ましい方法ではないかと考えています。

今、いろいろと御意見がありましたけれども、全て民事訴訟法がDV防止法にそのままストレートに来なければならぬことはないわけで、ここの中で意見を交換して、適切な範囲での手続について、どの範囲をIT化するかということは書き込めるわけでしょうから、これから法案をつくるわけですから、その中に書き込んでいけばいいのではないかと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方、あるいは、重ねていかがでしょうか。

小島先生、何か話してらっしゃいますか。ミュートになっています。

○小島構成員 IT化に関する民事訴訟法の改正に伴い、手続の各段階に応じて、DVの手続としてふさわし

い法改正を検討するということですね。

○小西座長 ほかにいかがでしょうか。

今問題点を総ざらいしてということもなかなか難しいことかもしれませんが、またお出しただいてもいいですかね。後でもし何か考えられたら、事務局にお送りいただければよろしいかと思います。新しい法律になるわけですから、大変重要なことだと思いますので、そのようにしたいと思います。

どうぞ。

○難波男女間暴力対策課長 追加でよろしいですか。

先ほど、実際の口頭弁論や審尋や保護命令の発令や送達の場合のお話をさせていただきましたが、オンラインでの証拠調べの手続も対象になるかと思っております、それについて何か御懸念の点や御意見などがございましたらお聞かせ願えればと思いますが、いかがでございましょうか。

そのほかにも、例えば、実務として申立ての際に裁判所の書記官の方が申立書の記入の指導などもなさる機会があると伺っているのですが、オンラインだとそういった機会もなかなか難しくなる可能性がございます。そういったところについても何か御意見がございましたら、お聞かせ願えればと思います。

○小西座長 いかがでございましょうか。

深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 先ほどお話があったように、手続について、基本的には相手方が本人であれば強制されるわけではありませんので、相手方の出頭を求めること自体は、それなりに、送達の関係、命令がいつ届いたかということを明らかにする意味で意味があるのだと、先ほど申したとおりです。ですから、証拠調べといえますか、御本人から話を聞く機会は、別々にするもしくは片方をITにすることによってリスクを低減できるということは、望ましいことではないかと思います。

IT化するからといって、裁判所の教示ができなくなるわけではないと思うのですよ。当然のことながら、手続的なところについての教示は必ず求めることはできると思いますので、例えば、東京地裁でいけば、民事第9部に行って、そこでどういう手続ができるのかと聞けば、そこで教示されると思いますので、そこまで法律の中で細かく書かなくても、これは今までの運用をそのまま生かしていけばいいのだと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

そのほかにございますか。

手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 今のところのお話でお尋ねしたいのですが、保護命令の書き方を書記官の方が教えてくださるのも、IT化されてもできなくはないということだったと思うのですが、それは、裁判所に行かなければいけないのか、オンラインでもできるということなのか、どちらでしょうか。その辺りはDV防止法に書き込まなくてもよいというお話でしたが、どういう形が御本人や支援者の方にとってやりやすいのか確認が必要ですが、書記官の方に御教示いただくという部分が、オンラインでも可能とできるでしょうか。運用面での話になるかもしれませんが。

○小西座長 深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 それは運用の問題かと思えます。現実には、申立書の様式みたいなものを示しながら、こ

ここにこう書いてくださいとか逐一教えてあげたりしていますので、証拠としてどんなものが要りますかということも説明しますから、機微でそのところはオンラインではなかなか難しいのだと思うのです。運用だと思っていますから、先ほど言ったように書き込まなくてもいいのではないかと考えていますけれども、その申し立てる段階では、裁判所に来て、リスクは少ない、相手方が気づいて裁判所で待ち構えているということがなければということであれば、裁判所に相談に行くことそれ自体がリスクではありません。分かりにくいものを画面でということは難しいと思いますので、そこは運用として来ていただいて説明するほうが、分かりやすく、適正・迅速に早く進むのではないかと考えています。現時点の運用でも、本人が来られて、いろいろ説明してさしあげて、申立てをされることは幾らでもありますし、少なくとも僕の時代にありましたので、今も変わらないと思います。これは、法律に書いていなくても、書記官の手続教示として行われていることなので、それは逐一書き込む必要はないのだと考えています。それは、来ていただいて説明してさしあげるほうが、例えば、鉛筆で申込書のここに何を書いてくださいと教えてあげたほうが、二度手間になってやり直すよりは、そのほうが早いのではないかなと、運用の問題としては思います。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

これまでのやり方ですと、一旦書いた申請書を持っていったときに、それを見てさらにここはもっとこうしたほうがいいですよというアドバイスも書記官の方からいただけていると伺っているのですが、そういう場合も同じことでしょうか。今の御説明だと、申請書を書く前の段階での御教示の話だったと思うのですが、一旦書いたものをまた見ていただくということもしていただけていたと思うのですが、それを、今度、IT化となったときにどういう形でしていただけるのかということが気になりました。被害者の皆さんには裁判所に行くまでのルートで会うことが御心配なのですよね。裁判所に限らずどこでも外に出ることそのものが怖いのであり、裁判所に行くことにリスクがない、というのはミスリーディングです。そのことを考えると、オンラインで全てができるといいのかなと思ったりします。それが運用でも可能であれば、ありがたいなとは思っております。その辺が気になりました。

○小西座長 深見構成員から御意見があるようなので、お願いします。

○深見構成員 私も裁判所を離れてしまっていて、現在は弁護士なのですが、裁判所の運用がこの先はどうなるかということは私のほうで確定的なことを申し上げられません。けれども、申立てに当たっていると教示を受ける、でも、出したときに自信がなかったら、来ていただければ、ここが足りませんよとか、きちんと説明してさしあげることができる。本人の申立ては割と早く済む。逆に、そういうことやっていますので、早く進んでいると思います。申し訳ないですが、私も弁護士のほかの仕事もやっていますので、手続教示をされても、ここが足りませんと言っても、それから準備するのにかかったりしますので、たしか、私の記憶ですと、本人申立てのほうが早いと思います。それは申立書をつくる段階から、説明したり、持ってきたものに対して足りないものをきちんと説明してさしあげることで何とかなっているのだと思っています。

裁判所としては裁判所に来る途中か何かのことについてはいかんともしがたいことなので、これは裁判所の問題ではないと思います。

○小西座長 ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

可児構成員、どうぞ。

○可児構成員 保護命令の手続では、基本的に申立てをし、相手方に申立ての事実が伝わった後、申立人が裁判所に呼ばれることは今でもないと思いますので、裁判所に申立人本人が出向く段階での危険性は、よほど保護命令の申立てがあるだろうと相手方が想定して張っていない限りは大丈夫ではないかと思うのです。

ただ、支部などだと裁判所がすごく遠方の場合があって、その場合は保護命令の申立てで裁判所に行くための負担がかなり大きいので、何とかオンラインがうまく使えるようになって、遠方の裁判所が出ていなくてもスムーズに手続を進めるようになれば、被害者にとってもメリットがあるのではないかと感じました。

以上です。

○小西座長 深見構成員、どうぞ。

○深見構成員 私も、ITによる申立て自体を否定しているわけではなくて、手続教示の関係とかで裁判所に来られれば分かりやすく迅速に進められるということをお願いしているだけで、地方、支部とか、管轄の広い、例えば、函館とかを想定した場合に、ITによる申立てがこのDV法にも適用されれば、それはそれでいいことではないかと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 IT化自体が問題だということではないと思います。IT化によってDV被害者について安全が確保できるというところはあると思います。ただ、IT弱者の方はどうするのかとか、情報の漏洩ということを考えていかなければいけないと思います。

審尋、証人調べについて、リスクを減らすという意味ではよい点もありますが、一方で、相手方の手続保障という部分もあります。問題点を整理して、被害者保護に資する部分を採用し、問題があるところは落としていくということになると思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

今日の質疑応答はここまでということで、法務省におかれては、貴重なお話をどうもありがとうございました。

まだ今の段階では思いつかなかったけれどもということがあれば、先ほどお話しいたしましたように、お寄せいただければと思います。

それでは、今後の予定について、事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 事務局でございます。

今後の予定ですが、改めまして事務的に御連絡を差し上げたいと思います。

○小西座長 もうちょっと見通しが欲しいのですが。

○難波男女間暴力対策課長 見通しとしては、できれば、次回ですが6月から7月の間に1回開催させて

いただきたいと思っております。改めまして日程調整等させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○小西座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第10回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(以 上)